

小・中学校用務員業務パート職員(3H)（会計年度任用職員）の雇用条件等

1 任用期間等	
(1) 任用者	姫路市教育委員会
(2) 任用期間	任用日から令和8年（2026年）3月31日まで
(3) 条件付採用期間	採用後1月間は、条件付採用期間となります。採用後1月間の勤務日数が15日を満たさない場合は条件付採用期間が延長されることがあります。
(4) 再度の任用	公募によらない再度の任用は行わない。
2 業務内容	
(1) 業務内容	裏面「用務員業務パート職員の業務」に掲げる業務
(2) 勤務場所	市立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校
3 勤務日等	
(1) 勤務する日	学校の休業日以外の日及び教育委員会が別途指定する日
(2) 勤務時間	7：00～10：30のうち学校長が指定する3時間（週5日勤務で計15時間） ただし、年休等によりもう1人の用務員業務パート職員が勤務しない日においては、次のとおり延長勤務をする場合があります。 例（7：30～10：30の3時間勤務の場合） ①6Hパート用務員が1日勤務しない日 10：30～16：00 4時間45分の延長（休憩45分） ②6Hパート用務員が午前半日勤務しない日 10：30～11：30 1時間の延長 ③6Hパート用務員が午後半日勤務しない日 13：00～17：00 4時間の延長 ※①、②の場合は開始時間にあわせて終了時間を早める。
4 給与等	
(1) 給料	1時間につき1,192円
(2) 通勤手当	本市の規定に基づき支給
(3) 退職手当	なし
(4) 支給日	翌月15日（月末締切り） ただし、支給日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、これらの日の翌日（その日が18日となるときは14日）
5 休暇等	
(1) 年次有給休暇	本市の規定により任期初日に付与し、1日単位での取得となります。
(2) その他の休暇	結婚休暇、忌引休暇、夏季休暇、傷病休暇、生理の日の就業困難、子の看護、短期介護休暇等本市の規定による（有給・無給あり）。
6 社会保険等	
労災保険に加入します。	
7 解職（下記の要件に該当するときは、解職されることがあります。）	
- 故意又は重大な過失により市に損害を与えたとき。 - 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。 - 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 - その他、職員としてふさわしくない非行があったとき。	

（6時間勤務パート職員配置校の場合）

小・中学校用務員業務パート職員(3H)（会計年度任用職員）の雇用条件等

8 辞職の届出	自己の都合で退職する場合は、退職日の30日前までに所属長に届出を行うこと。
9 そ の 他	・地方公務員法第16条各号に該当する人は職員になることができません。また、同各号に該当する職員はその職を失います。

注) 勤務条件等については、変更する場合があります。

○ 用務員業務パート職員の業務

用務員業務パート職員の業務は、次に掲げる業務のうち、その者の勤務時間に応じ、学校長が指示する業務とする。

- (1) 公文書を送達及び受領すること。
- (2) 官公署、その他指示された場所への用務及び連絡に関すること。（金融機関など）
- (3) 校内外の清掃及び整備に関すること。
- (4) 可燃ゴミ、粗大ゴミ、古紙等に関すること。
- (5) 樹木、花壇、除草等の手入れに関する作業
- (6) 施設・設備の管理に必要な軽易な作業に関すること。
- (7) 随時校内を巡視し、施設、設備の保全及び災害の予防に努めること。
- (8) 湯茶の準備に関すること。
- (9) 門及び校舎の開放及び戸締りに関すること。
- (10) その他、学校長が命じる業務。